

請求誤り等による過誤申立について

1 過誤申立について

過誤申立とは、既に支払いを受けた報酬について、請求内容に誤りがあった場合などに、事業所が保険者（いわき市）を通して国保連合会に過誤申立依頼を行い、当該請求内容を取下げをいいます。

また、過誤申立を行うことと併せて、正しい内容で再度請求を行う必要があります。

2 過誤申立の流れについて

①事業所は、いわき市に「過誤申立情報作成依頼届出書」（別紙）を提出します。

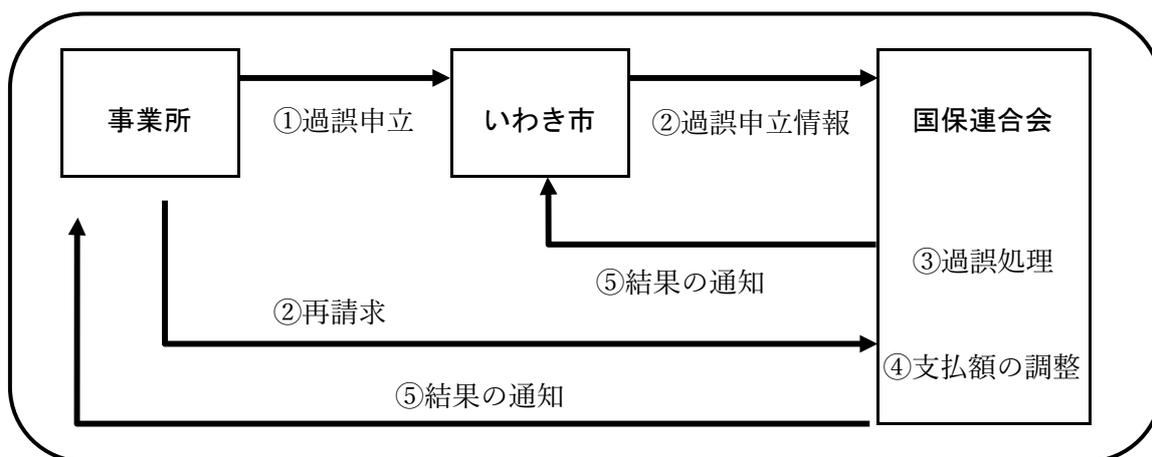
②いわき市は、過誤申立情報を作成し、国保連合会に提出します。

事業所は請求内容を訂正したものを国保連合会に提出します。

③国保連合会は、過誤申立情報に基づき、過誤処理を行います。

④通常審査分の支払決定額から過誤処理分の金額を相殺、又は差額分の支払を調整します。

⑤処理結果がサービス事業所及びいわき市に通知されます。



【過誤申立の際の注意事項】

- ・「返戻」となった請求について過誤申立を行うことはできません。返戻の内容を確認・修正のうえ再度請求してください。
- ・いわき市以外の市町村が受給者証交付を行っている受給者は、受給者証交付市町村に過誤申立依頼を行ってください。
- ・上限額管理結果票の誤りの場合、上限額管理結果票は過誤の対象となりません。送信済みの上限額管理結果票の内容を訂正する場合は、上限額管理結果票の作成区分を「修正」として再提出してください。
- ・過誤申立により請求額が変わることにより、利用者負担額も変更になる場合があります。その場合は、必ず利用者に対して、利用者負担額の返還または追加徴収を行ってください。また、上限管理により他事業所が徴収する利用者負担額が変わる場合には、事業所間で連絡を取り、利用者負担額の調整を行ってください。

3 過誤申立の手続方法について

- (1) 様式 「過誤申立情報作成依頼届出書（総合支援法分）」
「過誤申立情報作成依頼届出書（児童福祉法分）」
《※様式データ》いわき市ホームページ：トップページ>福祉・こども>障がい者福祉
>各種申請>各種様式ダウンロード
- (2) 提出期限 毎月8日まで（土日祝日にあたる場合は直前の平日17時まで）
- (3) 提出先 いわき市障がい福祉課 事業係
（※来課提出のほか、郵送、メール等でも提出できます）

4 過誤申立による給付費調整の例

過誤申立は、原則として過誤申立と再請求を同月に行う“同月過誤”による処理を行っております。

（例）過大請求だったものを修正する場合（償還が発生する場合）

5月に請求したAさんの請求内容が誤っていた（請求額10万円）



過誤申立情報作成依頼届出書を障がい福祉課へ提出(6/8まで)

事業所から国保連へ修正したAさんの請求情報を送信(6/10まで)(修正請求額9万円)



障がい福祉課から国保連へ過誤申立情報を送信(6/10まで)



支給決定情報確認及び請求内容審査(6/11～6/27頃)



事業所へ給付費の支払(7/15)

⇒Aさんの過誤分以外に6月請求分が100万円分あったとすると、過誤調整により1万円分減となり99万円振り込みとなります。

《注意点》

※過去数年分の請求誤り(過大請求)が判明したなどのケースで、まとめて過誤申立をして、月の請求額よりも償還額が大きくなった場合には、事業所から国保連へ償還額を支払(振込)っていただく場合があります。

※過誤の金額が大きく、一括返還が難しい場合には、分割で過誤申立を行って返還することも可能です。その際には、障がい福祉課請求担当までご相談ください。

【事務担当】いわき市障がい福祉課事業係

TEL 0246-22-7486/FAX0246-22-3183